

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol. 16
2020

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長／川村明 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 <http://arbitrators.jp/>
発行責任者／事務局長・飛松純一 編集責任者／事務局次長・川崎勝暉

「京都国際調停センターの現状と今後（シンガポール国際商事調停条約の調印を受けて）」

京都国際調停センター センター長 岡田 春夫

I 京都国際調停センターの現状

JAAが運営する京都国際調停センター（Japan International Mediation Center in Kyoto。以下「JIMC」）は、2018年11月に開所し、以後、運営委員会のメンバーの尽力により、国際調停の普及啓発活動やJIMCのプロモーション活動を国内外で積極的に行っている。また、2019年8月にはシンガポール国際商事調停条約の調印式があり、JAAから、川村理事長を中心とした大訪問団が参加し、シンガポール司法大臣との意見交換会も開催された。以下、JIMCの直近の活動を報告する。

1 シンガポール国際商事調停条約調印式及び司法大臣との意見交換会

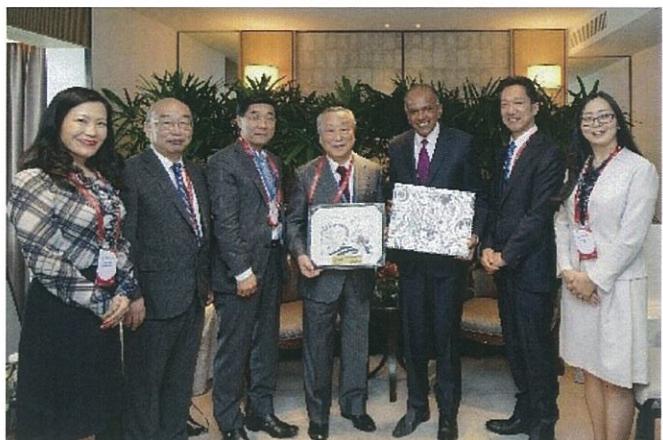
2019年8月7日に調印式及び関連行事が開催され、JAAから、川村明理事長及び筆者を含む有志メンバー10数名が参加した。日本は調印国ではなかったが、JAA訪問団は人数が多く目立っていた。調停の結果得られた当事者の和解合意の内容に国際的な強制力を認める条約に早期に調印する国は多くはないの

ではないかという見方が、当初、国内外において強かったが、実際には調印式当日の条約の調印国は、シンガポール、米国、中国、インド、韓国など国際的プレゼンスの強い国を含めて46か国にのぼった（その後も増加し、2019年12月10日現在の調印国は51か国）。シンガポールは、8月5日からの1週間を「Singapore Convention Week」として、様々な調停関連イベントを用意し、まさに国を挙げた一大イベントとして調印式を開催し、世界各国の政府代表や、世界の錚々たる紛争解決機関のトップ等が集結して、大々的に歓待していた。



調印式の様子

調印式前日の8月6日には、シンガポール司法大臣と我々日本の訪問団との意見交換会も開催され、川村理事長をはじめとするJAAのメンバー6名が参加し、国際調停に関する意見交換を行った。この司法大臣との意見交換会は、事前に、シンガポール司法省の方から、我々に呼びかけがあって実現したものである。調印式の主催国であるシンガポールの司法大臣が、調停式前日という極めて多忙なタイミングで、わざわざ我々のために、しかもシンガポールサイド



シンガポール司法大臣との意見交換会

からの呼びかけで、時間を作つて会つて頂いたことになるのだが、それだけシンガポールの日本に対する条約調印への期待が大きいと考えられる。

調印式は、世界的にも注目を集め、海外で大きく取り上げられ、日本国内でもマスメディアで紹介された。国際商事調停にとってまさに歴史的出来事であり、世界が、国際調停へと大きく動き始めた瞬間を感じた。

2 その他プロモーション活動

誌面の制約上、全てを挙げることはできないが、講演やパネルディスカッション参加〔関西経済連合会（大阪、2018年12月12日）、京都貿易協会（京都、2019年1月29日（以下列挙するものはいずれも2019年））、日本貿易会法務委員会（東京、3月7日）、JAA年次総会記念講演（東京、3月11日）、日弁連主催セミナー（京都、3月26日）、日弁連業務改革シンポジウム分科会（京都、9月7日）、IPBA Arbitration Day（大阪、11月13日）、チュービンゲン大学（ドイツ、11月26日）〕、並びに欧州視察・欧州調停機関訪問（2月25日～3月1日）、前記シンガポール国際商事調停条約調印式参加及び司法大臣との意見交換（シンガポール、8月6日～8月8日）等々、活発に活動してきた。また、参議院法務委員会所属議員団（2月19日）やシンガポール司法省副大臣（3月13日）など、国内外から、JIMCの視察や訪問の希望も多数あり、対応に追われている。

II 京都国際調停センターの今後

条約の調印で世界は一気に動いた。相互主義の留保がない条約に大国を含む50か国超の国が調印したことから、日本が条約に調印・批准しなくとも、日本で実施された国際商事調停により得られた和解合意が、米国や中国などの大国を含む調印国で執行可能となり、執行手続の過程で、日本で実施された国際調停が条約の審査にさらされることになる。そのため、JIMCも、条約を意識した対応が必要となり、今後の検討事項の1つとして、条約を意識した調停規則の見直しも必要である。

現段階で調停の受件に至っていないが、引き続き、国際調停の普及啓発及びJIMCのプロモーションに注力し、多くの国際調停の受件と実施に結び付けていきたいと考えている。

国際仲裁の活性化に向けた法務省の取組について

法務省大臣官房国際課長 柴田 紀子

経済のグローバル化に伴つて日本企業の海外展開が増加する中、国際取引を巡る紛争解決手段として有用な国際仲裁の活性化を図るため、政府においては、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置され、検討が進められている。同会議が平成30年4月に公表した中間とりまとめでは、国際仲裁人材の育成、企業等に対する意識啓発・広報、仲裁施設の整備、関連法制度の見直しの要否の検討等に取り組むべきことが指摘されており、これを踏まえ、法務省においても関係省庁・関係機関と連携し様々な取組を進めている。

令和元年度からは、5年間にわたる国際仲裁の活性化に向けた調査委託業務を新たに開始し（受託者は一般社団法人日本国際紛争解決センター）、東京都心に審問施設を確保して実際の仲裁手続を取り扱いながら、人材育成、広報・意識啓発等の施策を総合的に実施することにより、日本に国際仲裁が根付くための有効な施策の在り方を調査検討することとしている。なお、「虎ノ門ヒルズビジネスタワー」に確保さ

れる予定である審問施設は、令和2年3月に利用開始となる見込みである。

また、中間とりまとめで指摘された関連法制度の見直しとして、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法について、検討会における検討結果を踏まえ、外国法事務弁護士等が代理することができる「国際仲裁事件」の範囲拡大等を内容とする一部改正法案が昨年の第200回臨時国会に提出された（衆議院を通過後、参議院において継続審査となっている）。

さらに、我が国の仲裁法はUNCITRALにおいて策定された1985年モデル法に準拠して平成15年に制定されたものであるところ、平成18年に同モデル法の一部改正がされたこと等を踏まえ我が国の仲裁法の見直しの要否について検討すべく、昨年12月に民事法の研究者、裁判実務家等を構成員とする研究会が立ち上げられ、法務省からも担当者が参加している。

以上のはか、国際仲裁と同様に国際取引等をめぐる紛争の解決手段として有効な国際調停との連携や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会においてスポーツ仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据えた国際スポーツ仲裁機関との連携等の取組も行っており、法務省では、引き続き、上記の調査委託業務を始めとする国際仲裁の活性化に向けた諸施策を進めていくこととしている。

国際仲裁の活性化に向けた五カ年計画

一般社団法人日本国際紛争解決センター業務執行理事・事務局長 早川 吉尚

日本仲裁人協会と日弁連の根気強いロビー活動が実り、「日本の国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」が、2017年以来、「骨太の方針」の一部としてわが国の重点政策の一つとなった。その背景には、バーゲニングパワーが強い場合であっても、国際仲裁に関する知識や経験の乏しさにより、わが国の企業が契約書中の仲裁合意において必ずしもわが国を仲裁地に指定できていないという事実があり、その結果、紛争発生後に海外での仲裁手続の遂行を躊躇してしまい、不利な和解でも呑まざるを得ない事態が少なくはない。こうした現状を大きく改善したいという狙いがある。

もっとも、現実の契約交渉過程においてわが国を仲裁地とすることを提案しても、①わが国に充実した設備を有する廉価な仲裁審問専用施設が無いこと、②わが国に国際仲裁手続に精通した仲裁人・仲裁代理人が乏しいこと等を盾に、相手方から強く拒絶されると、かかる提案を通すことが難しいというのもまた現実である。また、③そもそも国際仲裁に関する知識や経験が企業自身やその顧問弁護士等に十分でないため、かかる交渉を有利に進めることができないという面もある。

とすると、上記政策の実現のための具体的な施策として、①充実した設備を有する廉価な仲裁審問専用施設の開設、②国際仲裁手続に精通したわが国人材の養成が必要であり、また、③わが国企業や弁護士への国際仲裁に関する啓発活動も重要であるということになる。またさらに、④こうしたわが国の変化を諸外国に認知してもらうための活動も必要となる。

そして、かかる施策の実行のために設立されたのが一般社団法人日本国際紛争解決センターであり、2019年度からの5年間に渡って約8億円の予算が計上された委託調査事業を遂行するための核として、現在、活動を続けている。

①に関しては、2018年に大阪の中之島合同庁舎を利用して仲裁審問施設を開設した他、2020年3月に東京の虎ノ門ヒルズに竣工したばかりの虎ノ門ヒルズビジネスタワーに仲裁審問専用施設を開設した。また、2019年度だけでも、②に関しては、ICC（東京と大阪で2回）、米国ペパーダイン大学（同志社大学とも共催）、CAS（2019年度だけで5回）といった世界的に著名なプログラムを有する海外の団体と連携し、人材養成のための研修プログラムを共同で提供してきた。また、③④に関しては、日本仲裁人協会、日弁連、大阪弁護士会、広島弁護士会、仙台弁護士会、日本商工会議所、慶應大学、同志社大学といったわが国の団体、さらに、ICC、DIS、HKIAC、CAS、NYSBA、IPBA、サハリン国立大学といった海外の団体と連携して、15ほどの国際仲裁イベントを内外で共催・後援してきた。

同センターとしては、わが国における国際仲裁の活性化に向けて、今後も様々な施策を力強く進めいく所存であり、関係各位のさらなるご協力をお願いする次第である。

SIAC（シンガポール国際仲裁センター）との相互協力に関する協定書締結 常務理事 古田 啓昌

2019年6月4日、JAAとSIACは、国際仲裁の振興に向けた相互協力に関する協定書（Memorandum of Understanding）を締結しました。ご承知の通り、SIACはアジアを代表する仲裁機関であり、クイーン・メアリー大学等が公表した2018 International Arbitration Surveyにおいても、ICC、LCIAに次いで世界第3位の人気を誇っています。JAAとSIACは、今後、本協定書に基づいて連携を強化し、国際会議やセミナー・研修会の共同開催等を積極的に行うことによって、我が国における国際仲裁の更なる振興と利用の拡大を図って参ります。



調印式の写真（左から Mr. Chan Leng Sun, SC (Deputy Chairman of SIAC), Mr. Chong Yee Leong (Member of SIAC Board of Directors), Ms. Lim Seok Hui (Chief Executive Officer of SIAC), 古田、小原望 JAA 副理事長、手塚裕之 JAA 常務理事）

YJAA 運営委員会委員長の交代と YJAA の本年度の活動の報告

YJAA 運営委員会委員長 高橋 直樹

鈴木毅先生から、公益社団法人日本仲裁人協会の下部組織である YJAA (Young Japan Association of Arbitrators) の委員長の職を引き継ぎました。今後も、海外の若手仲裁実務家の団体とのイベントを開催するなど、日本の若手仲裁実務家が国際仲裁を学びつつ、親睦を深めることができる活動を続けたいと考えております。また、関心がある方々が関与しやすいよう、YJAA の入会資格・手続などの整理も行いたいと考えております。

YJAA の活動に際して、事務所を会場として使わせていただく、イベントでスピーカーやパネリストを務めていただくななど、JAA の会員の皆様にもご支援をお願いさせていただくこともあるうかと存じますので、ご協力いただけますと幸甚です。

本年度の YJAA の活動としては、YICCA との共同イベントである Skills Training Workshop on the Nuts and Bolts of Cross-Examination in International Arbitration を 2019 年 10 月 4 日に開催致しました。共同ワークショップでは、第一部でパネルディスカッション、第二部で Cross-Examination のデモンストレーションを行いました。国内外から多数の実務家・研究家が参加し、ワークショップにおける議論・著名実務家のコメントから示唆を得、ワークショップ後のレセプションにおいて参加者同士の親睦を深められ、有意義なイベントとなりました。

我国の国際仲裁のさらなる発展に向けて

元日本弁護士連合会会長 中本 和洋

グローバル化の進展にともない日本企業による国際取引や海外進出が日常化し、国際ビジネス紛争に巻き込まれる可能性が拡大してきています。このような紛争解決には、国際仲裁が有効ですが、これまで日本企業は海外の仲裁機関に頼らざるを得ない状況が続いていました。

しかし、ここ数年来、政府も我国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を重要な施策として掲げようになってきており、今日、検討が進められている民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においても、その取りまとめ骨子案の中に、基盤整備及び仲裁関連法整備の必要性が述べられています。これらの動きと連動して一般社団法人日本国際紛争解決センターも発足し、大阪では仲裁を含む紛争解決のための審問施設として中之島合同庁舎の会議室の利用が始まっており、東京でも虎ノ門の専用施設が開設します。

しかし、これらのハード面の整備にとどまらず、仲裁法の改正や英語を裁判手続の中で使えるようにする等、国際紛争解決法制の整備が必要です。

また、日本人の国際司法人材を養成するための公費・留学制度の導入や国際法曹人材をプールしておくための研究・調査機関等の設立が、検討されなければなりません。

さらには、日本の民事訴訟手続を国際標準化するために、証拠収集手続や損害賠償制度を改革し、これらを含む日本の民事司法制度を広く海外に広報し、我国の国際仲裁及び民事司法手続全般を利用し易くするための活動を展開する必要があります。

関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 小林 和弘

昨年、京都国際調停センターが発足したことから、2月20日に、ADRシンポジウム「民事調停・ADRの現在と未来」を、大阪弁護士会及び公益社団法人民間総合調停センターと共に開催し、また、4月5日に、国際商事調停についても触れた同志社大学等主催の「国際商事紛争の解決に対する現代的課題」及び「国際紛争解決における金融・知財法の現代的課題」を開催、12月9日には国際ADRセミナー「国際調停の時代へ」を開催しました。

さらに、11月5日には、日本商事仲裁協会大阪事務所主催の「紛争解決手段としての「調停」とは—日本商事仲裁協会（JCAA）の新調停規則案のご紹介—」を後援しました。なお、日本商事仲裁協会には、前記「国際調停の時代へ」を後援していただき、協力関係を拡大しました。

そして、京都国際調停センターにおいて協力関係にある同志社大学の寄附講座に講師として会員が出講するとともに、東京から出講した会員による研究会「仲裁実務ミニ講座」を4月10日、5月8日及び7月10日の3回開催しました。

また、ハーグ条約対応委員会と共同して開催してきました「英語による国際家事調停人養成研修」は、7月19日～21日に、新しく尾崎としえ氏を講師に迎え開催しました。

中部支部便り

中部支部支部長 田邊 正紀

2019年4月12日に日本仲裁人協会中部支部設立1周年記念セミナーとして、「映像で迫る国際仲裁・国際調停」と題して、高取芳宏弁護士を講師に迎えて、国際模擬仲裁・調停のビデオを上映しながら、解説いただくセミナーを開催いたしました。弁護士のみならず、企業からの聴衆も多数ご参加いただき、非常に実務的であったと好評でした。

6月29日には、「調停・聞き取りの基礎的技法の研修」と題して、稻葉一人中京大学法科大学院教授を講師に迎えて、同席調停を前提とした、当事者の話を聴き、当事者間の納得を得られる良い調停を進めるための方法を体得することを目的とした研修を行いました。弁護士に限らず、様々な調停実施機関からの参加を得、ロールプレイを通じ多くの発見が得られた研修となりました。

11月30日、12月1日の2日間にわたり、「英国リュナイト調停人による同席調停の技能研修」と題して、英国から調停人2人をお招きし、国際的な子の奪取に関するハーグ案件の2国間共同調停を前提とした研修を行いました。中部支部としては、初の英語のみによる有料研修でしたが、全国各地からハーグ案件に精通した実務家の方に参加いただき、充実した研修となりました。

研究委員会の活動報告

研究委員会 委員長 井上 葵 事務局次長 佐藤 誠高

1 研究事業

研究委員会では、2019年度の研究事業として、合計9回の研究会を開催しました。具体的には、「仲裁法のアップデート」、「スイス連邦における国際仲裁制度の概要」、「日本における対話促進型同席調停」、「国際仲裁手続きの効率化および英国仲裁人協会 CIArb 認証コース（慶應義塾大学法科大学院）」、「EU Court Systems using English language in relation to Arbitration」、「日本での仲裁手続きにおけるサード・パーティ・ファンディングの活用について」、「Current Trends in Dispute Resolution in Russia」、「The Impact of Political Events on International Arbitration」、「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」といった、国際的な仲裁・ADRに関するテーマや我が国における仲裁・ADRに関するテーマについて、活発な報告・検討が行われました。2020年度も、仲裁・ADRに関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADRフォーラム（Arbitration & ADR Forum）」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。2019年1月には第6号の出版を行いました。今後も引き続き仲裁・ADRの理論と実務の発展を目指して活動していきます。

サハリンで日ロ学生による模擬仲裁！

JAA理事 日露法律家協会事務局長 小川 晶露

2019年10月31日、ロシア・ユジノサハリンスクのサハリン国立大学において、カンファレンス『日本とロシアの国際商事仲裁』が開催されました。

このイベントは、ロシア側はサハリン国立大学、ロシア仲裁センター、ロシア連邦司法省、サハリン弁護士会の4団体が協力して開催したものですが、日本側は日露法律家協会がカウンターパートをつとめ、日本仲裁人協会や日本国際紛争解決センター（JIDRC）からも後援を受けての正式派遣となりました。

極東地域で起こりやすいと考えられる日露の漁業取引に関する紛争をテーマとして取り上げ、日本の学生2名（名古屋大学の柴田正義さん、神戸大学の竹内大樹さん）は日本企業の代理人としてすべてロシア語で堂々と主張を展開し、ロシア学生3名もロシア企業代理人としてこれに反論し、さらに、仲裁人や当事者間でも質疑が交わされ、取材に訪れたNHK等のメディアからも撮影される等、会場は大いに盛り上がりました。また、翌日にはユジノサハリンスクに到着されたアレクサンドル・コノブアロフ司法大臣が、関係者と一緒にラウンド・ミーティング（円卓会議）を開催して前日の学生模擬仲裁について総括され、日本側の協力に関し、川村明理事長に深い謝辞を述べられました。



ユジノサハリンスク模擬国際仲裁の様子：NHK NEW WEB より

日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

2019年

- 1月 8日：ロシア仲裁センター開設記念式典へ出席
1月 10日：法務省、日本弁護士連合会主催「国際仲裁シンポジウム～ロンドン国際仲裁裁判所オードリー・シェバード議長を迎えて～」後援
2月 17日：インターナショナル・ネゴシエーション・コンペティション運営委員会、NPO 法人グローバル・リーダーシップ・アソシエーション主催「国際仲裁・調停セミナー～国際ADRの活用ノウハウ～」後援
2月 20日：大阪弁護士会主催ADRシンポジウム「民事調停・ADRの現在と未来」共催
2月 28日：外務省、大阪弁護士会主催「米国弁護士ジェレミー・モレイ氏講演」後援(3月9日：国際商取引学会主催「第12回模擬仲裁日本大会」後援)
3月 11日：2019年度通常総会
「仲裁の日」記念行事セミナー「シンガポール国際商事調停条約」
講師：Edwin Tong氏(シンガポール法務省副大臣)
3月 12日：研究委員会研究講座「国際仲裁活性化に関する日弁連の最近の取組み」
報告者：出井直樹会員(常務理事・弁護士)
3月 12日：シンガポール司法省、JAA、Maxwell Chambers in Singapore、JIDRC 共催「日本・シンガポール国際法務・紛争解決会議」
3月 26日：日本弁護士連合会主催「国際仲裁セミナー」「国際取引紛争解決手段としてのADRの利用～国際仲裁・国際調停を身近なものに～」後援
3月 27日：研究委員会研究講座「スイス連邦における国際仲裁制度の概要」
報告者：鈴山鶴之会員(弁護士、公財日本スポーツ仲裁機構、チューリッヒ大学客員研究員～19年3月)、
4月 5日：香港城市大学、同志社大学主催
「国際商事紛争の解決に対する現代的課題」「国際紛争解決における金融・知財法の現代的課題」
4月 10日：関西支部企画仲裁実務ミニ講座「国際仲裁実務の最前線」
講師：手塚裕之会員(常務理事・弁護士)
4月 12日：中部支部設立1周年記念セミナー「映像で迫る国際仲裁・国際調停～英国仲裁人協会上級仲裁人による模擬仲裁・調停の解説～」
講師：高取芳宏会員(常務理事・弁護士、英国仲裁人協会日本支部共同代表・上級仲裁人)
4月 17日：UNCITRAL、HKMCI、DRRM共催「International Dispute Resolution Conference 2019」JIMC後援
5月 8日：関西支部企画仲裁実務ミニ講座「国際ADRとしてのArb-Med-Arbの活用と、各國の研修プログラム」講師：高取芳宏会員(常務理事・弁護士)
5月 13日：第一東京弁護士会主催「カリフォルニア州法曹協会とのジョイント・セミナー～国際仲裁・調停の日米における発展と具体的な活用方法について～」後援
5月20日～21日：JAA・SIArb共催「SIArb-JAA Programme on International Commercial Arbitration」
6月 4日：シンガポール国際仲裁センター(SIAC)と友好協定締結
6月 4日：SIAC・JAA共催「SIAC-JAA Tokyo Conference 2019」
6月 4日：YSIAC-YJAA共催「YSIAC-YJAA Tokyo Workshop 2019」
6月 13日：外務省、大阪弁護士会主催「英国ウェストミンスター大学マリリン・フリーマン教授による講演会」後援
6月 28日：研究委員会研究講座「日本における対話促進型同席調停を考える」
報告者：稲葉一人会員(理事、中京大学法科大学院教授)、入江秀見会員(九州大学法学研究科准教授)
6月 29日：中部支部企画「調停・聞き取りの基礎的技法の研修」
講師：稲葉一人会員(理事、元大阪地方裁判所判事、中京大学法科大学院教授)
7月 6日～7日：調停人(メディエーター)養成講座基礎編
講師：稲葉一人会員(理事、元大阪地方裁判所判事、中京大学法科大学院教授)、入江秀見会員(九州大学大学院法学研究院・法科大学院准教授(紛争管理論))、齋藤宙治氏(東京大学大学院法学政治学研究科・特任講師)、彼谷直子会員(司法書士)
7月 10日：関西支部企画仲裁実務ミニ講座「hot topics in international arbitration」
講師：小原淳見会員(理事・弁護士)
7月 12日：「Dispute Resolution in the Age of the Japan-EU EPA」後援
7月19日～21日：ハーグ条約セミナー「英語による国際家事調停人養成研修」
講師：尾崎としえ氏(米国調停人)
8月19日～23日：神戸大学主催「Kobe SALAD 2019」後援
9月 16日：慶應義塾大学法科大学院主催「フランス仲裁法に関する講演会」後援
9月 17日：研究委員会研究講座「国際仲裁手続きの効率化(Prague Rules and CIArb's new Guidelines for Witness Conferencing)」および英国仲裁人協会 CIArb 認証コース(慶應義塾大学法科大学院)
報告者：Guest Prof. Anselmo Reyes (International Judge of the Singapore International Commercial Court, Ph.D.)
Guest Prof. Masako Miyatake (Partner, Blakemore & Mitsuki, Deputy Secretary General of JIDRC, Ph.D.)

- 9月 18日：日本弁護士連合会主催「ドミニク・アシェ仏破壊院判事を聞く会」後援
9月 20日：研究委員会研究講座「EU Court Systems using English language in relation to Arbitration」報告者：Mr. W.A. (Willem) Visser LL.M(Court Registrar & Senior Law Clerk, Netherlands Commercial Court)
10月 4日：Young ICCA・Young JAA共催「Young ICCA - Young JAA Skills Training Workshop on the Nuts and Bolts of Cross-Examination in International Arbitration」
10月 10日：関西支部研修「Internal Work Shop Dispute Resolution for International Family Law 国際家事事案の紛争解決意見交換会」
講師：スチュアート・バー氏(蒙州弁護士)
10月 15日：国際商業会議所日本委員会主催「ICC国際仲裁トレーニング東京2019」後援
10月 16日：国際商業会議所日本委員会主催「ICC国際仲裁セミナー」後援
10月19日～20日：神戸大学法学院研究科主催「CEDRの教育プログラムによる国際商事調停ワークショップ」後援
10月 24日：研究委員会研究講座「日本での仲裁手続きにおけるサード・パーティ・ファンディングの活用について」報告者：早野述久氏(弁護士、株式会社日本リーガルネットワーク取締役COO)、南谷泰史氏(弁護士、株式会社日本リーガルネットワーク取締役CEO)
10月 28日：KCAB-SVAMC共催「Arbitration A Better Way to Resolve Intellectual Property and Technology Disputes?」後援
11月 1日：研究委員会研究講座「Current Trends in Dispute Resolution in Russia」
報告者：Mr. Andrey Gorlenko (Executive Administrator, Russian Arbitration Center)、Mr. Mikhail Galperin (Deputy Minister of Justice of the Russian Federation)
11月 1日、12月12日：CIArb主催「ACCELERATED ROUTE TO MEMBERSHIP COURSE」後援
11月 5日：一般社団法人日本商事仲裁協会大阪事務所主催「紛争解決手段としての「調停」とは—日本商事仲裁協会(JCAA)の新調停規則案のご紹介—」後援
11月 5日～8日：NYSBA主催「NYSBA International 2019 Tokyo Global Conference」後援
11月 5日～9日：同志社大学大学院司法研究科・ペバーダイン大学ストラウス紛争解決研究所主催「国際メディアエーショントレーニング・プログラム」後援
11月 11日：研究委員会研究講座「The Impact of Political Events on International Arbitration」報告者：Mr. Joe Liu (Deputy Secretary-General of the Hong Kong International Arbitration Centre)
11月11日～12日：慶應義塾大学・JIDRC共催「FUNDAMENTAL ASPECTS OF INTERNATIONAL DISPUTE RESOLUTION」後援
11月13日～14日：IPBA主催「5th IPBA Arbitration Day 2019」後援
11月14日～15日：ICC主催「ICC Arbitration for IPBA Arbitration」後援
11月 15日：SIAC・ASEAN-JAPAN CENTRE共催「Singapore Investment and Dispute Resolution Forum」後援
11月 18日：投資協定仲裁委員会セミナー「エネルギー分野における投資仲裁の将来」
講師：Elodie Dulac氏(弁護士)、モデレーター：Lars Markert氏(弁護士)
11月 20日：YSIAC主催「YSIAC CONFERENCE 2019」後援
11月 22日：関西支部企画「仲裁とCISG(ウイーン売買条約)」
講師：Prof. Dr. Ingeborg Schwenzer (バーゼル大学教授、スイス国際ロースクール学長)
11月 25日：大阪弁護士会主催「外務省領事局ハーグ条約室による講演会」後援
11月30日～12月1日：中部支部企画「英國リユナイト調停人による同席調停の技能研修」
講師：Sandra Fenn氏(リユナイト調停人)、Janet Flawith氏(リユナイト)、AIM Mediation Limited調停人・弁護士)
12月 9日：関西支部総会
12月 9日：関西支部企画国際調停セミナー「国際調停の時代へ」
講師：田村光氏(日本ユニシス株式会社執行役員法務部長)、高橋宏司会員(同志社大学教授)、岡田春夫会員(常務理事・弁護士)、京都国際調停センター長)、小倉隆会員(同志社大学教授)
12月 9日：研究委員会研究講座「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ・情報保護」報告者：高取芳宏会員(常務理事・弁護士、英国仲裁人協会日本支部共同代表)、一色和郎会員(弁護士)
12月12日～15日：ALSA主催「第4回学術大会大阪大会 拡張するアジア：変わりゆく法と社会の正義」後援